

6 社会正義

p. 94

1. 正義における同感

第4章で私は、ケアの倫理学の観点から、自律に対する尊敬を説明しようと試みた。そしていま、同じことを社会正義に関しても行なおう。前書にて私は、この方向性で実質的な努力をしてきたわけだが、〈同感に関連するいくつかの考察〉を〈正義とかかわるものについての理論・見解〉に組み込むことは最初となろう。

私は、法律・制度・そして社会的慣習などの正義が、個人的なケアリングの倫理学とアナログ的に理解できると考える。**同感的ケアリングの倫理学が個々人の諸行為を評価する観点とは、個々人がそれぞれの側で同感的なケアリングの動機づけを表明・表示・反映しているのか否か、という点である。**しかし、とある社会の法律・制度・慣習は、〈その社会の行為〉に似ている。というのも、それらがその社会的集団の動機などを反映・表明するその仕方は、個別の行為が行為者の動機を反映・表明しているのと似ているからである。とはいえその仕方は、社会が、そこに住まう個々の行為者よりも長く存続する仕方に相応しいように思えるようなよりいっそう持続的なものであるわけだが。それゆえ同感的ケアリングの倫理学は次のように言うことができる。すなわち、**社会的慣習や実践と同様に制度や法律が正しいのは、それらを創出・維持する責任のある人たちの側で、同感的なケアリングの動機づけをそれらが反映している場合である、と。**だが、もう少し細かく見ていこう。

すでに見たことだが、人々はあまりよく知らない人々よりも、よく知っている人々に対して同感を発達させやすい。それでもわれわれには、自分たちの知らない遠方の人々に対しても、何らかの実質的な同感や関心を発達させる能力がある。そしてその場合、同国人に対する同感的な関心を、人々がより一層発達させることを期待してもし過ぎであるわけではないだろう。われわれは他国のほとんどの住人と比べて、同国人と多くの点で共通する。そして自国の人々の多くについて個人的によく知らないとしても、自分たちが国家の一部でありそれゆえに、共通の・一般的な文化についてよく知っている。

p. 95

そこで、とある法律を創出・制定する、国の立法者について考えてみよう。そして話を単純にするために、国民に向けられる立法者の動機づけだけが、その立法行為の評価に関

わっていると想定しよう。その場合、まず次のように言える。**ある法律が正しいのは、その制定に責任のある立法者の側から同国人たちに向けられる同感的なケアリングの動機づけを、その法律が反映・表明している場合である、と。**しかし、あまり厳しく言わないとすると、**そうした関心の欠如を反映・表明していないならば、その法律は正しい、**となる。悪意をもつ人物の全ての行為がその悪意を反映しているわけではないのと同じように、自国民の福利に概ね無関心である立法者が、その貪欲さや利己性を表示・反映していない法律を制定するかもしれない。その法律は、上記の見解に従えば正しいものとなるだろうし、少なくとも不正ではないだろう。いまやわれわれは、上記のアプローチを具体的な社会の重要問題に適用するときに、〈何が正しく何が正しくないのか〉についての妥当な判断に至っているのかどうかを確認せねばならない。

これに関連している事柄についてはいくつかすでに考察していた。第4章で論じたことだが、宗教上の不寛容や迫害は、仲間の国民に対する同感的関心の欠落を反映している。そしてそのことが、宗教上の不寛容・迫害が不正であることを示していると述べた。しかし本章では、社会正義の条件を明示的に取り扱うことで、「不正義に対する申し立てが、なにゆえ〈不寛容や迫害の動機の基盤〉についての事実由来と言われうるのか」ということを、さらに明らかにする。

しかしながら、市民的自由に対する全ての干渉が、不正と考えられる必要がないこともすでに確認した。ある種の憎悪表現を許さないことは、仲間に対する同感的関心の欠如に由来せず、それを反映していないわけだから、同感に基づく正義の基準は、そのような拒否＝自由への干渉が不正である必要はないと告げるだろう。他方で、〈家父長的な社会の態度〉は、〈女性の志に対する同感的な関心や尊敬の欠如〉を体現しているはずである。そのため、そうした態度を反映しているすべての法律・慣習・制度は、態度それ自体ともども不正である、そう言うことができる。

同様に、家を出て働く女性たちは、夫よりも仕事の総量が多くなるという結果になっており、このことも、ある種の不正義と考えられる。というのも、女性たちが家事を過度の量こなさねばならない場合、それは社会の期待や態度を反映しており、この期待や態度は女性のニーズや志に対する同感や関心の欠落を体現しているからである。

p. 96

そのような態度に賛同するのは男性たちにとって好都合かもしれない。なぜなら、その態度をとることで男性は、そうでない場合より一層自由な時間を手に入れるから。しかし、

自分の妻に重荷を背負わせようとする夫側の気持ちは、伴侶に対する利己性を、妻に対する同感的な配慮のひどい欠如を、構成するのである。それゆえ、同感的ケアリングの倫理学からここで引き出す正義の見解は、〈フルタイムで働く妻が家庭内でケアリングの仕事の大部分をこなすような状況〉を非難する。

上の事例が説明しているのは、公的な態度が、私的な・家庭の領域に不正な影響を及ぼすその仕方である。しかし実際のところ、包括的な同感的ケアリングの倫理学は、〈個人的/私的なもの〉と〈政治的/公的なもの〉との全体的な区別に道徳的な重みづけを与える必要などない。両方の領域が、同感的なケアという観点から判定されるのである。おそらく立法府は、男性が女性に対して補償をすることを命じる法律を制定する必要があるだろう。しかしここで、配分的正義の問題が持ち上がるはずである。

2. 分配的正義

ある社会が正しいのは、その社会の法・制度・実践・態度・そして慣習などが正しい場合であり、これまでのところ、いくつかの社会集団のレベルで用いられる同感的ケアリングの理想に照らして法律などが正しくなるときの具体的な基準を示してきた。われわれはその基準を本書において、数多くの論点に適用してきたわけだが、その基準は社会正義の問題の全てに対してうまく働くと思う。まだ考察していない正義にとっての最も重要な論点は、貧困と平等に関係している。われわれの理論は、財の深刻な不平等に関する正義・不正義について、妥当なことを言えねばならない。そしてこれこそまさに、ここで私がやろうとしていることである。しかしながら、それを行なうにあたって、第一に、財の分配についてではなく政治的な権力の分配について、簡潔に何かを言うのであれば、それが役に立つだろう。

ある社会では、支配者であるエリートが、ほとんどの人々に政治的な発言権や投票権を与えない。これは不正義の模範と考えられる。とはいえその不正義は、ケア倫理的な観点から分かり易く説明することができる。というのも、基本的な政治的特権や権利の付与を常に拒むことは、権力や特権、財を維持しようとするエリート側の貪欲さや利己的欲望を表明・反映しているからである。これは、同国人への同感的な関心を構成せず、

p. 97

まして他の人たちと同感するための十分に発達した能力の反映ではないだろう。従ってわれわれのアプローチは、そのような状況を(政治的な)不正と見なすであろう。

さて同じ批判は、ハンディキャップを持つ人々、貧困者、失業者に対するセーフティネットが一切ないような能力主義社会についてもなされる。そのような社会が投票権を万人に認めるとしても、権力を持つエリートがうまい具合に、〈ハンディキャップを持つ人たちなどに経済的支援を行なう提案〉に反対する。そして、そのような反対は、社会の最も貧しい成員への同感的関心とは両立しないので、エリート側の利己性や貪欲さを反映・表示していると想定するのは妥当である。われわれは迷わず、次のように結論する。すなわち、社会のセーフティネットを制度化する法律を定めないことは、同感に関わる理由のために、経済的な形態の不正義と見なされるのだ、と。

しかしもちろん、経済的な不正義は、社会のセーフティネットがあつてさえ存在すると考えることもできる。そこで今からいくらか時間を割いて、その可能性について考察したい。セーフティネットは、圧倒的な経済格差と両立するし、ひどい貧困とも両立する。そこで正義という論点に注意を向ける同感的ケアの倫理学は、次のように主張しようとするだろう。すなわち正義は、セーフティネット以上のものを要求する、と。つまり正義は、金持ちや高収入の人たちに、より高く課税することを求める、と。限界効用を考えると、実際のところ、金持ちに対する累進課税を推進する極めて十分な道徳的理由が与えられる。

限界効用の逓減を考えると、金持ちに課税するとき、われわれは通常、貧乏人に課税するときよりも害をなしていない。しかし、一層重要なことは、貧乏人の利益のために金持ちに課税するとき、貧乏人は金持ちが失うのよりも一層多い利益を得る傾向があることである。このことによってわれわれには、再分配的累進課税を支持する同感的根拠がもたらされる。そして累進課税制度という正義と、その課税を制度化しない不正義との両方を、ケア倫理的な観点から説明することができる。しかし、ここでは注意深くならねばならない。金持ちに課税するとき、われわれは〈彼らがすでに持っている金を取る〉のか、それとも〈彼らが特定のお金を[これから]受け取ることを積極的に妨害する〉のかのどちらかである。しかし、

p. 98

第3章で述べたことによれば、われわれは〈害が生じてしまうことを単に許すこと〉よりも、〈害を引き起こすこと〉に対して、同感的により敏感である。たとえそれしか手だてがなくとも、われわれは人に損害を与えたり害したりすることに尻込みをし、たじろぐ。そうすると、正しい政府の行為が被治者に対する同感的な関心を表明している場合、それは、政府が害を引き起こしたり、そうでない場合よりも人々に害を為したりすることに躊躇す

べきだということを意味しないのか？同様に、このことが理由となって、政府が、貧乏人の利益のために金持ちに課税しないようにすることにならないのだろうか？

第3章で論じた同感的ケア倫理的観点からすると、それは実際そのような理由となる。**しかしだからといって、その理由が優越されえないということにはならない。**結局のところ、ほとんどの義務論者は、例えば累進課税の利益が明らかに大きい場合、誰かを害したり殺したりさえしても、それが許されると考える。限界効用を逓減するために、累進課税が金持ちになす害よりも、それによって貧乏人が受けとる善の方が大きく上回るのである。そのため、**仲間の市民への同感的な関心は、実際のところ立法者に、様々な形態の累進課税を制度化することに尻込みさせることはないだろうと思われる。**それゆえ、われわれの理論は、そのような課税を正当と見なすことができるし、正義によって必要とされているとも見なすのだ。

しかしながら、そのように述べたからといって、正義が、累進課税率を可能な限り上げることを要求するだとか、それを許しさえするのだから、社会は次第に、社会経済上、完全な平等に近づいていくということが示唆されるわけでは全くない。最も高い課税率と財や収入の平等を主張することは、人々から勤勉に働くインセンティブを奪うかもしれないし、経済的な観点からすると、社会全体に損益をなす可能性は極めて高いだろう。このうち後者は、同感的ケアリングが敏感な事柄でもある。それゆえ、**正義についてのわれわれの説明は、最高率の累進課税を主張する必要はなく、その代わり、どれほどの率の累進課税であるべきかという論点は、経験的な考慮に依存しなければならない、と主張する**だろう。しかしさらにこの点について述べる必要のある興味深いことがある。

功利主義者はしばしば、限界効用に関する考察を利用して、累進課税を主張する。しかし加えて、彼らは次のように考える。すなわち、課税の率は、全体的な経済生産を減少させるほど高くしてはならない、と。しかしながら、功利主義者はまた次のようにも考える。すなわち、正義は、唯一の選択肢が、貧乏な人々にあまり善をもたらさないような立法しかないのであれば、すでに裕福である人々のために(のみ)、多くをなす法律を制定する必要がある、と。そしてこのことは、われわれのほとんどにとって道徳的に受け入れることができないように思えるだろう。ロールズの格差原理はまさに、功利主義が反直観的にここでコミットしているものを避けることを意図している。だが私が論じたいのは、ケアの倫理学はこの論点を、功利主義以上に直観的に扱うこともできるということである。これについては、少し説明がいる。

若者 z が、貧困と欠乏の状態で生活しているため、常に苦しいほどの飢餓状態にあるが、実際に飢えたりするほどではないとする。

p. 99

ある年老いた人 x がやってきて、z の状況を見て自身の膨大な資源でもって、z のために、今もそして将来も、彼が二度とそのようなひどい飢えを感じないように、十分な食糧を与える。後になって、別の人物 y がやってきて、z が極めて聡明で才能にあふれていると見いだす。Y は z が大学に入学できるように取り計らい、その大学だけでなく、その後のロースクールの授業料も払う。その結果、理にかなった仕方で、y は実際のところ、x よりもはるかに z を助けたのだと結論することができると言われるだろう(功利主義的結論)。

この事例で語られているのはもちろん、二人の行為者が成功裏に一人の人物を助けたという話である。しかし、それを踏まえると、次に、一人の行為者が、二人のレシピエントのうちどちらを助けるのか決定しなければならないという状況が考えられるだろう。そして当然、u が生み出す結果は、〈v を恒常的な飢えの感じから解放する〉か、それとも〈(飢えていない)w が大学に入ってロースクールに通う機会を与えられる〉かのどちらかである。

私見では、われわれのうちほとんどが、u の立場に置かれるのなら、w の状況にいる人を助けるよりも、v の状況にいる人を助けようとするだろう。その理由は同感に関係している。われわれには、その状況や条件が〈素晴らしくはないだけの人〉よりも、〈悪い人〉に一層同感を感じ、同感的な関心を持つ傾向がある。そしてこの違いは、たとえ前者に一層の善をする立場にいても、後者を助けることを選ぶということを意味しうるのである。そうすると、**同感的ケアの倫理によれば、われわれは何が道徳で正しいことを決めるときには、〈限界効用〉と〈絶対的な立ち位置〉との両方を考慮に入れるべき**なのである。そして、同感が十分発達した立法者は、社会での立場が悪く悲惨な人たちに、一層の同感と関心を寄せるだろうから、われわれの正義論は、功利主義が提示するのよりも一層高い程度の経済的平等を命じるのである。

言い換えると、われわれの見解が要求する立法や制度は、同情の欠如を反映していない。というのも同情とは、私がここで絶対的悪さと呼んでいるものに対して敏感なのは明らかだからである。〈われわれがより強く同感し、そのために思って一層行為しようとするところの人々〉は、悪い状態や事情に置かれているのである。

しかしながら、同情にはまた、直接的な危険や不幸に接している人々に対してより強く反応する同感的な傾向もある。たとえば、先に述べたように、

p. 100

フリードのように、そのときまさに炭坑に埋まっている人たちを助けるよりも、安全装置を導入することを選んだ人は、十分に同情的ではないことを示しているのだろう。私がここで言おうとしているのは、一時的かつ知覚的に直近であるものに対して反応するのに加え、同情的な人は、ある人の状況の極端な悪さに敏感でなければならないということである。しかし、これら全ては、われわれが同感的に敏感であるところの要素であり、それゆえ同情とは、同感が敏感に反応する要素の個別部分を表わすものだとは結論できる。かくして、**ある種の社会的な同情、少なくとも同情の欠如を示していない法律や制度は、ケアの倫理学に従えば、社会正義の必要条件の一つなのだ**、と言える。

さてしばらくの間、立法者の動機と彼らが住まう国のその他の人々に向けられる動機に焦点を当ててきた。しかし多くの人は次のように考えるだろう。正しい法律や制度を備える正しい社会は、他国の人々の利益に対して無関心であることも敵意を持つこともないだろう、と。そしてそれは確かに正しいように思える。しかしながら、同感を強調する正義論は、これらの論点に取り組むにあたり全く問題を抱えないはずである。道徳的に慎み深い個々人が、自国の外に住まう人々に対する同感的関心を涵養してきたのと全く同じように、立法者側の十分に発達した同感は、他の国々の人々の幸せな暮らしをも取り込むことだろう。そのような立法者はおそらく、自国の人民よりも他国の人民に強く関心を寄せることはないのだが、彼らが承認する立法行為は、少なくとも他国の人々の福利に対するかなりの量の関心を反映しているはずである。そして、私が提示した理論は、正義に基づけば、これがなぜそうであるべきかを説明できるのである。

ケアの倫理学が取り組みたいとおもうような政治的/法的な論点は他にも存在する。犯罪や不法行為の正義についての最も注目すべき論点については、ここでは扱わなかった。

しかし思うに、これらの論点については他のところで後日取り上げればよい。いずれにせよ、本章で私が述べてきたのは、ケア倫理学がそのようなさらなる問いにアプローチする仕方についてのよき考えを与えることである。ケアの倫理学がその注意を個人的な道徳性や関係性に限定しなければならないということは明らかではない。ケアの倫理学は自身の言葉で社会正義について語ることができるし、それについてケア倫理学が言うことは、もしも個人道徳に対するそのアプローチが妥当と思われるならば、妥当なものに思えるだろう。どちらかと言えば、ここで描いた制度や法律などの正義についての説明は、個別的なケアリングの倫理学を、その基本的なアプローチは個別の問題に限定される必要はなく、

むしろ大きな射程の道徳的論点をもカバーするほどにまで拡張しうることを示すことによって、より一層妥当なものに見させるはずである。

しかしながら、依然として多くを述べていないケアの倫理学の重要な側面が存在する。ケアの倫理学は、ある形態の感情主義であり、ある形態の合理主義でないことは明らかである。しかし、道徳的に行為することは合理的であるとケアの倫理が言える・言うはずかどうかという具体的な問いについては、まだ考察をしてはいない。

p. 101

第7章ではその問いを取り上げ、合理的に行為・振る舞うことが何を意味しているのかという、一層一般的な論点を考察することにしたい。